

■11 群 (社会情報システム) - 5 編 (行政情報システム)

1 章 行政情報サービス関連の政府施策

(執筆者：洲崎誠一) [2009年2月 受領]

■概要■

平成 13 年に決定された e-Japan 戦略において、すべての国民が情報通信技術を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会への速やかなる移行が目標として定められた。それ以降、目標の達成に向けて、電子政府の実現やブロードバンド環境の整備などを我が国としての重点政策課題とし、関連する様々な施策が実施されてきている。

一方で、IT 化が進展した社会を脅かす各種の不正行為に対して、安心・安全・便利な国民生活を保障するために、行政情報サービスも含めた重要インフラシステムの防護についても官民連携した取組みがなされている。

【本編の構成】

本章では、行政情報サービスにかかわる政府の取組みとして、電子政府推進計画 (1-1 節)、新電子自治体推進指針 (1-2 節)、地域情報化 (1-3 節)、IT 新改革戦略及び政策パッケージ (1-4 節)、情報セキュリティ基本計画 (1-5 節)、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準 (1-6 節)、e-Japan 戦略 (1-7 節)、次世代ブロードバンド戦略 2010 (1-8 節) の概要について述べる。

■11 群 - 5 編 - 1 章

1-1 電子政府推進計画

(執筆者：鍛 忠司) [2009年2月 受領]

電子政府推進計画は、2006年8月31日、「重点計画-2006」に基づき、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）に設置された各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議によって決定されたものであり、2010年度までに達成すべき目標や目標達成のための諸施策を明らかにするとともに、各施策の具体的な工程を示している（2008年12月25日一部改定）。

1-1-1 策定の目的

電子政府推進計画は、今後の電子政府に関係する各種の施策を PDCA（Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Act（改善））サイクルにより着実に実施すべく、2006年度から2010年度までの5か年間に CIO 連絡会議を構成する各府省（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）の計画（達成すべき目標と目標達成のための諸施策）を定めたものである。

計画の進捗状況などは年度ごとに電子政府評価委員会に報告され、その評価結果などを踏まえ必要に応じて見直しが行われる。

1-1-2 2010年度までに達成すべき目標

電子政府推進計画では、2010年度までに以下の目標の達成を目指すとしている。

- ① 申請・届出など手続のオンライン化は利用者が利便性を実感できるサービスを実現するため、利用者視点に立った手続の見直し・改善などを進め、国に対する申請・届出など手続のオンライン利用率を50%以上とする。
- ② 行政運営の簡素化・効率化・合理化を図るため、システム運用経費や業務処理時間の削減などを早期に実現する。
- ③ 政府全体で、業務・システムの共通化、集中化、共同利用化などの最適化を推進する。
- ④ 情報システムを高度化しつつ、安全性・信頼性を確保する。
- ⑤ 飛躍的に簡素で便利な行政サービスの実現に向け様々な行政手続を基本的にワンストップで簡便に行える電子行政サービス基盤の標準モデルを2010年度を目途に構築する。

②、③、④としてあげられている目標は定性的であり、本計画の達成度を評価し、改善するプロセスが恣意的とならないように注意しなければならないであろう。

1-1-3 目標達成のための諸政策

電子政府推進計画では、上述の目標を達成するための諸政策として以下があげられている。

(1) 推進体制の強化

電子政府全般の取組みにおいて、PDCA サイクルによる改善を行うため、以下の電子政府推進体制の強化が行われることとなった。

・プログラム・マネジメント・オフィス（PMO）など各府省内の推進体制の強化

政府全体の業務・システム最適化を実施するための推進体制強化として、各府省において全体管理組織（PMO）を整備し、府省内の電子政府に係る施策を統括する。

・府省共通業務・システムなどの最適化推進体制の強化

電子政府評価委員会及び府省共通業務・システムなどの最適化の調整を担う内閣官房情報通信技術（IT）担当室電子政府推進管理室を設置し、業務・システム相互に関連する仕様の調整など担当府省間の連携・調整を図る。

・業務・システム最適化のモニタリングなど

総務省は「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」との整合性確保などの観点で、各府省の最適化計画の確認・調整、最適化の実施状況及び評価状況のモニタリングを行う。

・評価体制の強化

各府省は、毎年度、電子政府の取組みについて報告し、電子政府評価委員会の審査・評価を受ける。その結果を踏まえ、各取組みの見直しを行うとともに、予算や組織・定員などの概算要求に反映する。

・IT人材育成

内部研修の充実・強化、民間研修の積極的な活用や PMO などの部門における人事交流の推進などを内容とする「行政機関における IT 人材の育成・確保指針」を策定した（2007 年 4 月 13 日）。

(2) 費用対効果などを踏まえた成果重視施策

費用対効果などを踏まえた成果重視施策として、以下の施策を実施することとなっている。

・利用者視点に立ったオンライン利用促進

「IT 新改革戦略」で掲げた「オンライン利用率 50%以上」の目標を達成するため、年間申請など件数が年間 10 万件以上の手続を中心とした 175 の手続を対象に「オンライン利用促進のための行動計画」を策定した。

また、電子政府システムのワンストップ化・シングルウィンドウ化を進めることとしている。

・全体最適化を目指した業務・システムの最適化

広く政府全体の最適化を図るため、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に従った最適化に取り組むこととなっている。情報システムを新たに構築・改修する場合には、レガシーシステムの見直しを含め、その費用対効果を明確化することが求められている。

・評価、見直しなど

オンライン利用促進・業務・システムの最適化の実施状況について、電子政府評価委員会の評価を受け、見直しを図ることとなっている。

・全体最適化に向けた諸課題への取組み

全体最適化に向け、以下の問題への取組みが求められている。

- ① 情報資産台帳の整備や、電子政府基本調査の実施
- ② 標準技術の活用・導入によって相互運用性を確保した情報システムの高度化
- ③ 情報セキュリティ対策、共通のセキュリティ機能向上の推進と個人情報保護
- ④ 情報システムの戦略的な調達や、調達方法の見直し・外部委託の推進、予算請求時の積算の高精度化、調達事務の軽減

・電子政府の推進に当たっての関係機関との連携などの取組み

国立大学法人を含む独立行政法人，地方公共団体，国会・裁判所などとの連携を強化するとともに，諸外国の状況を調査・把握し，PDCA サイクルの確保・運用に役立てることが求められている。

■11 群 - 5 編 - 1 章

1-2 新電子自治体推進指針

(執筆者：屋代 聡) [2009年2月 受領]

新電子自治体推進指針¹⁾は、総務省から地方公共団体に対して提示された、今後の電子自治体推進の方向性を示す指針であり、「2010年度までに利便・効率・活力を実現できる電子自治体を実現すること」が目標として定められている。

1-2-1 策定の経緯

(1) 電子自治体推進指針

電子自治体の推進に関するそれ以前の指針として、2003年8月に総務省より公表された電子自治体推進指針²⁾があった。電子自治体推進指針では、電子自治体構築の目的として「住民の満足度の向上」「簡素で効率的な行政運営の実現」「地域の活性化・地域IT産業の振興」の三つが掲げられていた。それらの目的に沿った取組みの方向性として、「電子自治体の基盤整備と行政手続オンライン化などの推進」「共同アウトソーシング（外部委託）・電子自治体推進戦略の推進」「情報セキュリティ対策と個人情報保護の徹底」「情報リテラシー向上とデジタルデバイド対策など」「その他の重要課題」の5分野が設定され、電子自治体の実現に向けた数々の取組みがなされてきた。その結果、LGWANの構築、公的個人認証サービスの開始、様々な行政手続きのオンライン化などが実現した。

(2) 電子自治体推進指針の問題

電子自治体推進指針に従った取組みにより様々な成果が得られた一方で、以下の課題や問題点が明らかになった。

- ① 住民サービスに直結する電子化が十分ではなく、そのため利便性・サービス向上を実感できない。
- ② 以下の理由により、費用対効果が十分とはいえない。
 - (a) 類似の業務システムであっても構築・運用・保守費用が市町村によって大きく異なるなど、標準化が十分ではない。
 - (b) 十分に活用されていないシステムがある。
- ③ コミュニティ再生、地域の安心・安全、地域経済の活性化など、地域が抱える多くの課題へのITの貢献が十分ではない。
- ④ 個人情報保護、情報セキュリティ対策の実効性が十分ではない。

新電子自治体推進指針は、これらの課題や問題点を解決するための指針として策定された。

1-2-2 新電子自治体推進指針の特徴

新電子自治体推進指針は、大きくは実現すべき三つの目標と、目標実現に向けた四つの共通推進事項で構成されている（図1・1）。これら三つの目標及び四つの共通推進事項は、取組み事項や、さらに詳細な取組み事項へとブレイクダウンされ、例えば次のような構造となっている。

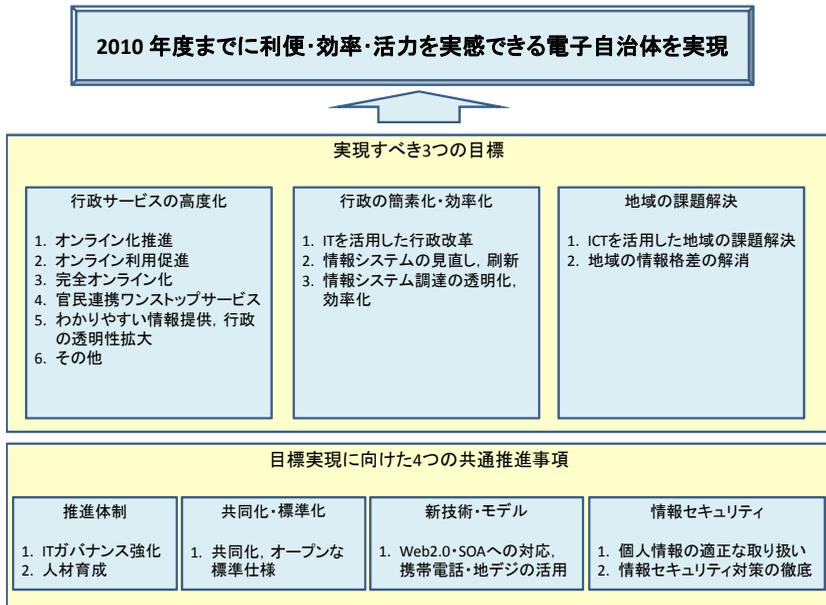


図 1・1 新電子自治体推進指針の骨子

実現すべき三つの目標

1 行政サービスの高度化

(1) 行政手続などのオンライン化の推進

- ① オンライン化の推進
- ② 共同アウトソーシングの推進
- ③ ASP サービスの活用

新電子自治体推進指針には、施策の PDCA サイクルを回すための仕組みとして「ベンチマーク」と呼ばれる評価指標が導入されている。前述の「(1) 行政手続などのオンライン化の推進」であれば、「汎用受付システム導入率」「施設予約などのオンライン化率」「電子入札実施率」の3指標がベンチマークとしてあげられている。これらはちょうど表 1・1にある。

表 1・1 新電子自治体推進指針における各項目の意義

三つの目標, 四つの共通推進事項	ビジネス目標
取組み事項	KGI (Key Goal Indicator)
詳細な取組み事項	具体施策
ベンチマーク	KPI (Key Performance Indicator)

■11 群 - 5 編 - 1 章

1-3 地域情報化

(執筆者：屋代 聡) [2009年2月 受領]

地域情報化とは、一般には、共同体としての地域における、ICT インフラ整備や行政による IT システムの導入、ICT を活用した地域活動などを指すと考えられるが、地域の範囲をどのように区切るか、どのような活動まで情報化と考えるかなどについて、明確な定義はない。

例えば、電子自治体が行政内部の電算化・情報化を指すことが多いのに対し、地域情報化は公共施設のネットワーク化や住民の ICT 利活用を指すことが多いが、新電子自治体推進指針では実現すべき三つの目標の一つに「地域の課題解決」が掲げられており、電子自治体推進施策のなかに地域情報化推進施策が含まれていると考えることもできる。

地域情報化の推進を担当する省庁は総務省であり、方針の提示や、各種事業を行っている。地域情報化は地域に活力を与え地域の自立・自律に寄与するため、地域情報化というキーワードで呼ばれる地域活動の中には地域が主体的に始めた取組みも少なくない。

1-3-1 地域情報化事例

(1) ICT インフラ整備

地域イントラネット基盤敷設整備事業や地域公共ネットワーク基盤整備事業などがある。地域情報化が“共同体としての地域”のための情報化であることを考えると、地域内をつなぐネットワークの構築は重要である。

(2) 行政による IT システム導入

地域情報プラットフォーム推進事業や地域通貨モデルシステム、電子会議室などがある。電子会議室は、住民の声を聞き行政の政策形成に役立てるために導入されたものの、匿名性による無責任な発言の抑制や、活発な議論の維持が困難であったことなどから現在では開設している自治体は少ない。代わりに、メンバを招待制で集めたり、公的個人認証サービスを利用したりする SNS を導入する自治体が増えている。

(3) ICT を活用した地域活動

地域通貨、地域 SNS などがある。地域通貨は、法定通貨での取引には適さないボランティアサービスなどの取引や、地域内での限定的な経済活動（地元商店街での購買など）に使用される、限定された地域内でのみ使える通貨である。活動が小規模な場合は ICT を活用せずに行われる場合も多いが、活動が成功し規模が拡大するにつれて、発行管理・ニューズマッチング・取引結果のフィードバックなどの作業量が増え、ICT の活用に至る場合が多い。

1-3-2 地域情報化の特徴

(1) 特色のある地域活動

地域情報化活動は、地域ごとに置かれている状況や抱えている課題が異なることから、特色のある活動となることが多い。例えばネットワークインフラの整備を例にとると、県内を光ファイバ網でつないだ「岡山情報ハイウェイ」や、市民有志の負担で無線 LAN アクセスポイントを設置する京都から始まった「みあこネット」など、主体者や採用された手段などが地域ごとに異なる。

(2) ソーシャルキャピタル

地域情報化と関連の深いものに、ソーシャルキャピタル (Social Capital : 社会性資本) がある。ソーシャルキャピタルでは、イタリアの北部州政府と南部州政府の比較を行い、人々の協調活動が活発だと社会の効率性が高まることを発見したロバート・パットナムの研究³⁾が有名である。地域情報化は、地域を情報化することでソーシャルキャピタルを養い、地域社会の効率性を高め、地域課題の解決を進みやすくする投資と考えることができる。

■11 群 - 5 編 - 1 章

1-4 IT 新改革戦略及び政策パッケージ

(執筆者：森安 隆) [2009 年 2 月 受領]

「IT 新改革戦略」は利用者視点の立場で IT を有効に用いることにより、国民生活及び産業競争力の向上を図ることを第一義的な目的として、IT 戦略本部で決定（2006 年 1 月）された 2010 年度までの IT 政策の方向性に係る戦略である。具体的には 2010 年に「いつでも、どこでも、誰でも IT の恩恵を実感できる社会の実現」を目標に

- ① 構造改革による飛躍
- ② 利用者・生活者重視
- ③ 国際貢献・国際競争力強化

からなる理念を掲げ、取組みを推進している。

更に本戦略において定められた方針「日本経済の進路と戦略」では、「成長力の強化」をはじめとして「健全で安心できる社会」、「再チャレンジ可能な社会」を実現することによって、社会経済に新たな価値の創出などを見出すことを目指し、今後の IT 政策の一層の推進・加速を図る観点から、その基本的な方向性を取りまとめた「IT 新改革戦略 政策パッケージ」が策定された。

政策パッケージは三つの政策目標及び当該目標に付随する重点政策から構成されており、これらをまとめたものを表 1・2 に示す。

表 1・2 IT 新改革戦略 政策パッケージの政策目標及び重点政策

政策目標	重点政策
効率性・生産性向上と新価値の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方の包括的な電子行政サービスの実現 ・IT によるものづくり、サービスなど経済・産業の生産性向上(特に中小企業の取組み強化) ・ICT 産業の国際競争力強化 など
健全で安心できる社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の健康情報を大切に活用する情報基盤の実現 ・国民視点の社会保障サービスの実現に向けての電子私書箱(仮称)の創設 ・交通事故の削減に資する世界に先駆けた安全運転支援システムの実現 ・ネット上の違法・有害情報に起因する被害の抜本的現象を目指した集中対策の実施 ・ワーク・ライフ・バランスの実現のためのテレワークの推進
創造的発展基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なサービスを安全かつ簡易に利用できる次世代モバイル生活基盤の構築 ・いつでもどこでも誰でも恩恵を実感できるユビキタス・コミュニティの実現 ・高度 IT 人材の好循環メカニズムの形成

■11 群 - 5 編 - 1 章

1-5 情報セキュリティ基本計画

(執筆者：森安 隆) [2009 年 2 月 受領]

国民生活や社会経済活動の基盤技術の中心的役割を担っている IT は「利便性」という側面を有してはいるものの、その特性の裏側に潜んでいる「脅威」「リスク」「脆弱性」という別の側面がほとんど認識されていない、あるいは単に対処療法的に取り組まれてきたという現状を踏まえ、政府は IT を安全・安心に使用するための「情報セキュリティ」への取組みを抜本的に強化し、戦略的思考に基づいた新たな計画である「情報セキュリティ基本計画」を策定することになった。

今後情報セキュリティに係る関係省庁は本情報セキュリティ基本計画を基に各々政策を講じていくことになる。

1-5-1 基本計画策定に至る過程

第 1 次情報セキュリティ基本計画（以降、「基本計画」とする。）は、2004 年 7 月に「IT 戦略本部情報セキュリティ専門調査会」に設置された「情報セキュリティ基本問題委員会」による、情報セキュリティ問題に取り組む政府の役割・機能の見直しを謳った「第 1 次提言」及び重要インフラにおける情報セキュリティ対策の強化を示した「第 2 次提言」を方向性の基礎とし、加えて、基本計画の審議に資するために、2005 年 5 月に設置された「情報セキュリティ政策会議」を基に、企業・個人の主体に対し、如何にセキュリティ文化の醸成が図られるべきかに係る方策を検討するための「セキュリティ文化専門委員会」及び全主体に対し、情報セキュリティに係る研究開発・技術開発、その成果利用の戦略を検討した「技術戦略専門委員会」などにおける議論も踏まえ策定された。

1-5-2 基本計画の具体的内容

基本計画は四つの章から構成されており、第 1 章では

- ① 経済大国日本の持続的発展と IT の利用・活用
- ② より良い国民生活の実現と IT の利用・活用
- ③ 我が国の安全保障における IT に起因する新たな脅威への対応

という三つの国家目標を掲げ、その中での情報セキュリティの位置付けを提示し、これら位置づけのもとに、我が国が情報セキュリティ問題に取り組む上での基本理念が示されている。

第 2 章では、第 1 章の基本理念に沿って、情報セキュリティ対策実施主体（政府機関・地方公共団体、重要インフラ、企業、個人）及び問題の理解・解決を促進する主体（政府機関・地方公共団体、教育機関・研究機関、情報関連事業者・情報関連非営利組織、メディア）の役割と連携の整理を、更に第 3 章では、基本理念と第 2 章の役割と連携の分担論を前提に、政府が 2006～2008 年度の 3 年間に取り組むべき重点政策を整理し、最後に、第 4 章において、これらを実現、継続するための政策の推進体制について述べている。

(1) 基本理念

基本計画では上記三つの国家目標と併せて、我が国を取り巻く情報セキュリティの現状や課題について触れている。これは主として、情報セキュリティに係る社会問題の深刻化、ネ

ネットワーク利用犯罪の多発、重要インフラにおける IT 障害の発生であり、国際的視点からも、それぞれの対応が遅れている感が否めないことを踏まえ、IT 基本法第 22 条で謳われている「IT を安心して利用可能な環境」の構築及び利便性とセキュリティの両立を基本目標とし、それを実現するためには、IT 社会を構成するすべての主体が適切な役割分担のもとで参加した「新しい官民連携モデル」を構築し、我が国全体として、以下の四つの基本方針に則った情報セキュリティ問題への取組みが必要であると説いている。

(2) 各主体における今後 3 年間の取組み

基本計画では各主体を、政府機関・地方公共団体、重要インフラ、企業、個人の 4 領域に分類し、それぞれの特性に応じた対策のあり方を検討している。

・政府機関・地方公共団体

本主体は、2005 年 12 月に別途策定された「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（以下、「政府機関統一基準」と称す）に基づき、1) 各省庁の情報セキュリティ対策の実施状況に対する検査・評価を行い、政府全体としての PDCA サイクルを確立するとともに、2) サイバー攻撃などへの緊急対応能力を強化し、更に 3) 必要な知見や専門性を有する人材を育成・確保することを重点政策として掲げ、府省庁の横断的な取組みを推進し、情報セキュリティ対策の「ベストプラクティス（模範例）」として、その普及に努める。

・重要インフラ

本主体は、2005 年 12 月に別途策定された「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」（以下、「行動計画」と称す）に基づき、1) 重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準など」を整備し、2) 情報共有体制を強化すると共に、3) 相互依存性解析や分野横断的演習を実施することを重点政策として掲げ、人為的ミス、災害などへの対策も含め、国民生活・社会経済活動の基盤としての安定供給の確保を推進する。

・企業

本主体に関しては、各関係府省庁による施策として、1) 市場評価に繋がる環境を整備し、2) 質の高い製品及びサービスの提供を促進することがあげられており、また本主体自身に対しても、3) 情報セキュリティ人材の確保及び育成を推進すると共に、4) コンピュータウィルスや脆弱性などに早期にする体制を強化することを重点政策に掲げ、法令順守などに留まらない積極的な対策を講じ、企業における情報セキュリティ対策の実施状況を世界最高水準にすることを目指す。

・個人

本主体に関しては、各関係府省庁による施策として、1) 情報セキュリティ教育の強化及び推進を行い、更に 2) 広報啓発・情報発信の強化及び推進を実施していくとともに、3) 負担感なく情報関連製品やサービスを利用できる環境を整備することを重点政策に掲げ、各人がその状況に応じて情報セキュリティに関するリテラシーを向上させることを支援する。

更には上記以外に、横断的な情報セキュリティ基盤の形成として、

- ① 効率的な実施体制の構築や「グランドチャレンジ型」の研究開発などを踏まえた情報セキュリティ技術戦略の推進
- ② 資格制度の体系化などを考慮した情報セキュリティ人材の育成・確保
- ③ 我が国発の国際貢献などを踏まえた国際連携・強調の推進

- ④ サイバー犯罪取締り及び関連基盤整備などを前提とした犯罪取締り，権利利益の保護救済

も重要な重点政策である。

(3) 基本計画によって目指すべき姿

基本計画を通じ、「新しい官民連携モデル」の構築・実現に向かって全主体が各々適切な役割を果たしていくことが重要である。具体的には、1) すべての政府機関が、政府機関統一基準が求める水準の対策を実施し、2) 重要インフラにおける、IT 障害の発生を限りなくゼロにし、3) すべての公開企業がリスクに応じた適切な対策を実施し、4) 「IT 利用に不安を感じる」個人を限りなくゼロにすることによって、国際的に見ても、我が国が常に世界をリードする「情報セキュリティ先進国」と認知されるよう、求め続けることを肝要としている。なお 2009 年度からは新しい「第 2 次情報セキュリティ基本計画」のもとに政府の情報セキュリティ政策が打ち出され、講じられていくことになる予定である。

■11 群 - 5 編 - 1 章

1-6 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準

(執筆者：森安 隆) [2009年2月 受領]

政府機関（各府省庁）における情報セキュリティ対策については、対策水準の高い省庁と低い省庁の格差が大きいこと、また急激に変化する IT 環境に対応した情報セキュリティ対策を実施する人材が全体的に不足しているなどの問題や昨今のサービス不能（DoS）攻撃や情報漏えいさせることを目的としたマルウェアによる重要情報の漏えい問題の多発化など、政府機関を含め、国内の企業などにおいては、情報セキュリティ関連の事故が相次いでいる状況にある。

このような背景を受けて、まず、平成 17 年 9 月に政府機関全体として統一的にとるべき対策のうち、緊急性の高いものについて定めた「政府機関の情報セキュリティのための統一基準（2005 年項目限定版）」及びその運用枠組みが決定され、同年 12 月にシステムの開発・整備に関する対策項目などを追加した「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（2005 年 12 月版 [全体版初版]）」（以降、「統一基準」とする）が決定された。

統一基準は政府機関全としての情報セキュリティ水準の向上を図るために、各府省庁が最低限採るべき情報セキュリティ対策をまとめたものであり、政府機関に対して

- ① 統一基準による省庁対策基準の補完
- ② 各府省庁の情報セキュリティ水準の向上

を目的に位置づけられている。

政府機関は本基準を踏まえた対策を、PDCA サイクルを考慮して実施する。一方内閣官房情報セキュリティセンターも同様に PDCA サイクルに則って対策実施状況を検査・評価し、これらの結果を受け、情報セキュリティ政策会議が改善を勧告するという構図をとっている（[図 1・2](#)を参照）。

なお統一基準については、技術や環境の変化を踏まえ見直しを実施することとされており、平成 20 年 2 月までに合計で 3 度の改訂版が公開されている。

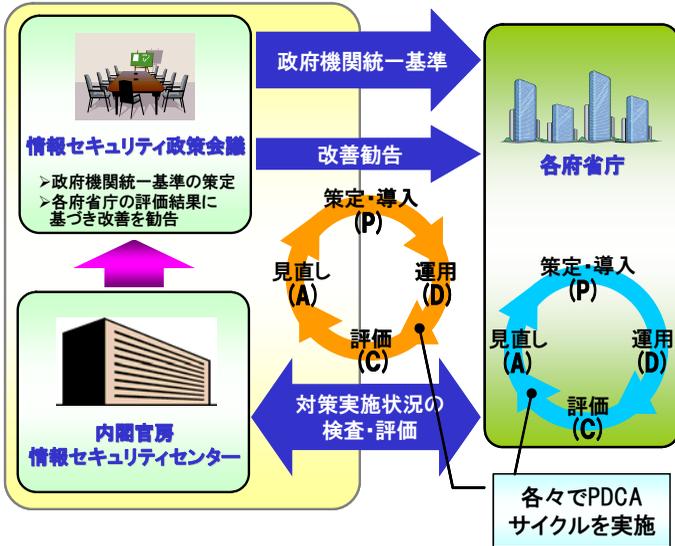


図 1・2 政府における政府機関統一基準の位置づけ

■11 群 - 5 編 - 1 章

1-7 e-Japan 戦略

(執筆者：森安 隆) [2009年2月 受領]

e-Japan 戦略は 21 世紀において、国民すべてが情報通信技術 (IT) を積極的に活用し、かつその恩恵を最大限に享受できるように

- ① 超高速インターネット網の整備とインターネット常時接続の早期実現
- ② 電子商取引ルールの整備
- ③ 電子政府の実現
- ④ 新時代に向けた人材育成

などを通じて、世界で最先端の IT 国家となることを目標に民間が自由で公正な競争を通じて様々な創意工夫を行い、IT 革命の強力な原動力となることができるよう迅速かつ積極的に環境を整備するという位置づけで 2001 年 1 月に策定された。

政府は e-Japan 戦略のなかで

- ① すべての国民が情報リテラシーを備え、地理的・身体的・経済的制約などにとらわれず、自由かつ安全に豊富な知識と情報を交流し得る
- ② 自由で規律ある競争原理に基づき、常に多様で効率的な経済構造に向けた改革が推進される
- ③ 世界中から知識と才能が集まり、世界で最も先端的な情報、技術、創造力が集積・発信される

ことによって、知識創発形社会の地球規模での進歩と発展に向けて積極的な国際貢献を行う、ことを実現するべき課題としてあげ、これらを解決し国民のもつ知識が相互に刺激し合うことによって様々な創造性を生み育てるような知識創発形の社会を目指している (目指すべき社会像については表 1-3 を参照)。

この知識創発形の社会を実現するためには、新しい IT 国家基盤として

- ① 超高速ネットワークインフラ整備及び競争政策
- ② 電子商取引と新たな環境整備
- ③ 電子政府の実現
- ④ 人材育成の強化

の四つの重点政策分野に集中的に取り組む必要があると説いている。これらの選定には、IT 革命を推進するために、ハードウェア、ソフトウェア、コンテンツを同時並行的に、かつ飛躍的に発展させることが重要であり、特に市場競争原理に基づく超高速ネットワークインフラ整備と情報リテラシーの普及を含む人材育成は、IT 革命の推進に不可欠な基盤となり得ること、更にこうした基盤の上における IT を活用した取引や活動を活性化するためには、電子政府の実現と政府規制の緩和や新しいルールづくりを通じた電子商取引の促進を図ることが必要となることが理由としてあげられる。

なお e-Japan 戦略の下に具体的な政策として「e-Japan2002 プログラム」や「e-Japan 重点計画 2002」が策定され、その後国民が便利さを実感できる仕組みを構築することを基本理念として重視する「e-Japan 戦略 II」へと受け継がれている。

表 1・3 e-Japan 戦略を通じて目指すべき社会像

教育	地理的、身体的、経済的制約などにかかわらず、誰もが、必要とする最高水準の教育を受けることができる。
芸術・科学	あらゆる美術作品、文学作品、科学技術を地理的な制限なく、どこにいても鑑賞、利用できる。また、人々がデジタル・コンテンツを容易に作成し、流通させることができる。
医療・介護	在宅患者の緊急時対応を含め、ネットワークを通じて、安全に情報交換ができ、遠隔地であっても質の高い医療・介護サービスを受けることができる。
就 労	交通手段に依存することなく、ネットワークを通じて職場とつながることにより、各人が年齢や性別に関わりなく希望する仕事をしつつ、生活の場を選択することが可能となる。
産 業	企業規模にかかわらず、IT を駆使して、自由に世界中の顧客と商取引を行うことができる。競争の促進と知的財産権の保護とのバランスが、国際的な整合性をもって保たれる。
環 境	テレワークなどによる交通量の抑制、経済活動のネットワーク化による、資源・エネルギーの消費抑制などにより、環境への負荷を総合的に軽減していくことが可能になる。
生 活	いつでもどこにいても、様々な情報機器を通じて最新の映画を鑑賞し、人気のテレビゲームを楽しみ、離れた家族や友人と、音声のみならず映像を通じた質の高いコミュニケーションを図ることができる。
移動・交通	高度な道路交通システム(ITS)の導入により、目的地に最適な交通手段で、最短の時間で行くことができ、渋滞や事故の少ない、安全で快適な移動が可能となる。
社会参加	ネットワークを通じて、国民自らの積極的な情報発信、社会形成への参画が可能となる。また、障害者や高齢者の社会参加が容易になり、各人がボランティアや社会貢献活動にも容易に参加することができる。
行 政	自宅や職場にいながら、政府に関する情報が即座に手に入り、ワンストップサービスで住所・戸籍、税の申告・納付などの行政サービスを受けることができる。

■11 群 - 5 編 - 1 章

1-8 次世代ブロードバンド戦略 2010

(執筆者：鍛 志司) [2009年2月 受領]

「次世代ブロードバンド戦略 2010」は、「u-Japan 政策」や「IT 新改革戦略」において 2010 年度を目標とするブロードバンドの全国整備の方針が示されたことを受け、総務省として 2010 年度へ向けたブロードバンド・ゼロ地域の解消などの整備目標、ロードマップの作成などの整備の基本的な考え方、官民の役割分担、関係者による推進体制の在り方を明らかにしたものである。

1-8-1 整備目標

「次世代ブロードバンド戦略 2010」では、2010 年度へ向けたブロードバンド・ゼロ地域の解消などの整備目標として、以下を設定している。

- ① 2010 年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消する（その過程において、ブロードバンド・ゼロ市町村を 2008 年度までに解消する）
- ② 超高速ブロードバンドの世帯カバー率を 90%以上とする

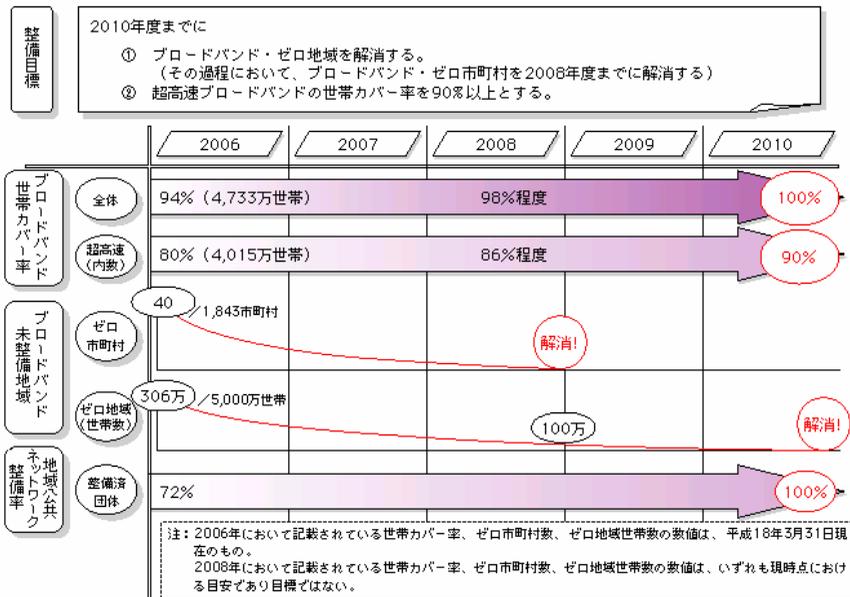


図 1・3 次世代ブロードバンド戦略 2010 (整備目標) ¹¹⁾

1-8-2 ブロードバンド整備の在り方の基本的考え方

「次世代ブロードバンド戦略 2010」では、今後のブロードバンド整備の在り方の基本的考え方として以下をあげている。

- ① 民間主導原則と国による公正競争の確保・投資インセンティブの付与, 技術中立性の確保
- ② 条件不利地域など投資効率の悪い地域における整備に関しては, 関係者の連携と推進体制の構築によるロードマップに沿った整備, 地域のニーズなどに応じた多様な技術が利用できる環境の整備, 自治体光ファイバ網の開放などによる効率的な整備の推進
- ③ 積極的な需要喚起・利活用の促進

1-8-3 役割分担

「次世代ブロードバンド戦略 2010」では, 今後のブロードバンド整備, 特に条件不利地域などにおける整備に向け, 通信事業者には, 積極的なブロードバンド整備及び整備に係る情報開示, 需要喚起・利活用の促進といった役割を期待している。

一方で, 地方公共団体に対しては, 地域での枠組みつくりや住民の需要の内容・規模などの実態把握, 地域レベルでの推進体制整備やビジョン(整備目標・ロードマップなど)の作成や地域ごとの整備計画の策定, といった役割を期待している。

さらに, 接続ルール, コロケーションルールなどの公正競争条件の整備や事業者に対する投資インセンティブの付与, 地域における取組みに対する支援といった役割を国に期待する, としている。

■参考文献

- 1) 総務省, “新電子自治体推進指針,” May 2007.
- 2) 総務省, “電子自治体推進指針,” Aug. 2003.
- 3) Robert D.Putnam 著, 河田潤一訳, “哲学する民主主義,” NTT 出版, May 2001.
- 4) IT 戦略本部, “IT 新改革戦略-いつでも, どこでも, 誰でも IT の恩恵を実感できる社会の実現-”(平成 18 年 1 月 19 日), <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/060119honbun.pdf>
- 5) IT 戦略本部, “IT 新改革戦略 政策パッケージ”(平成 19 年 4 月 5 日), <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/070405honbun.pdf>
- 6) 内閣官房情報セキュリティセンター (NISC), “第 1 次情報セキュリティ基本計画”(平成 18 年 2 月 2 日), http://www.nisc.go.jp/active/kihon/ts/bpc01_a.html
- 7) 森安 隆, “「第 1 次情報セキュリティ基本計画」の概説,” 行政&ADP 6 月号, 2006.
- 8) 内閣官房情報セキュリティセンター (NISC), “政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準,” <http://www.nisc.go.jp/active/general/kijun01.html>
- 9) 掛川昌子, “「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」と取り組み体制,” 行政&ADP 6 月号, 2006.
- 10) IT 戦略本部 : e-Japan 戦略, http://www.kantei.go.jp/jp/it/network/dai1/1siryou05_2.html
- 11) 次世代ブロードバンド戦略 2010 概要, http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/broadband/broadbandstrategy/gaiyo.pdf